

○岡山市教育研究研修センター設置条例施行規則

昭和62年10月1日

市教育委員会規則第11号

改正 昭和63年12月28日市教育委員会規則第5号

平成4年1月17日市教育委員会規則第2号

平成9年10月28日市教育委員会規則第9号

平成10年5月26日市教育委員会規則第9号

平成12年3月24日市教育委員会規則第14号

平成13年4月24日市教育委員会規則第8号

平成15年2月25日市教育委員会規則第2号

平成15年11月25日市教育委員会規則第17号

平成17年2月22日市教育委員会規則第12号

平成18年3月24日市教育委員会規則第4号

平成21年4月1日市教育委員会規則第24号

平成23年3月22日市教育委員会規則第2号

平成23年6月14日市教育委員会規則第16号

平成29年3月23日市教育委員会規則第4号

平成31年3月29日市教育委員会規則第8号

令和3年4月1日市教育委員会規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市教育研究研修センター設置条例(昭和62年市条例第42号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(情報教育推進室)

第1条の2 岡山市教育研究研修センター(以下「教育研究研修センター」という。)に情報教育推進室を置く。

(職員)

第2条 岡山市教育研究研修センター(以下「教育研究研修センター」という。)に所長を、情報教育推進室に室長を置く。

2 教育研究研修センターに所長代理，所長補佐，主査，指導主査，副主査，指導副主査，主任，指導主任，主事，指導主事，副主幹（再任用）その他の職員を置くことができる。

（職務）

第3条 所長は，教育研究研修センターの事務を掌理し，所属職員を指揮監督する。

2 所長代理は，所長を助け，所属職員を指揮監督し，総合調整を図り，特定の事項を処理するとともに，所長に事故があるときは，その職務を代行する。

3 所長補佐は，所長を補佐し，所属職員を指揮監督するとともに，所長に事故があるときは，その職務を代行する。

4 室長は，情報教育推進室の事務を掌理し，所属職員を指揮監督する。

5 主査，指導主査，副主査，指導副主査，主任，指導主任及び副主幹（再任用）は，上司の命を受けて特定の事項を処理し，職員を指揮監督する。

6 主事，指導主事その他の職員は，上司の命を受け，事務に従事する。

（開所時間）

第4条 教育研究研修センターの開所時間は，次の各号に掲げる曜日の区分に応じ，当該各号に掲げるとおりとする。ただし，所長が必要と認めるときは，これを変更することができる。

（1） 月曜日から金曜日まで 午前10時から午後6時まで

（2） 土曜日 午前10時から午後5時まで

（休所日）

第5条 教育研究研修センターの休所日は，次のとおりとする。ただし，所長が必要と認めるときは，これを変更することができる。

（1） 日曜日

（2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（3） 1月2日，1月3日及び12月29日から12月31日まで

（事務決裁）

第6条 事務決裁については，次項に定めるものを除き，岡山市教育委員会事務処理権限規則（平成23年市教育委員会規則第11号）に定めるところによるほか，岡山市教育委員会事務局事務決裁規程（平成7年市教育委員会訓令甲第1号）の規定を準用する。

この場合において、「課長」とあるのは「所長」と、「課長代理」とあるのは「所長代理」と、「課長補佐」とあるのは「所長補佐」と読み替えるものとする。

2 岡山市教職員研修講師及び受講者の派遣依頼に関する事項は、所長の専決事項とする。

3 前項の規定により事務の決裁を行う場合には、教職員課長に合議しなければならない。
(勤務時間等)

第7条 職員の勤務時間及び休憩時間は、別に定める。

2 前項に定めるもののほか、職員の服務に関しては、事務局職員の例による。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則 (昭和63年市教育委員会規則第5号)

この規則は、昭和64年1月1日から施行する。

附 則 (平成4年市教育委員会規則第2号)

この規則は、平成4年2月1日から施行する。

附 則 (平成9年市教育委員会規則第9号)

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

附 則 (平成10年市教育委員会規則第9号)

この規則は、平成10年6月29日から施行する。

附 則 (平成12年市教育委員会規則第14号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年市教育委員会規則第8号)

この規則は、平成13年5月1日から施行する。

附 則 (平成15年市教育委員会規則第2号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年市教育委員会規則第17号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年市教育委員会規則第12号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年市教育委員会規則第4号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年市教育委員会規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年市教育委員会規則第2号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年市教育委員会規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年市教育委員会規則第4号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年市教育委員会規則第8号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年市教育委員会規則第13号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。